

## 基本目標 I 男女が互いに認め合い、尊重し合う意識づくり

- |                         |  |
|-------------------------|--|
| 1 男女共同参画への意識づくり         | 1 社会制度・慣行の見直しと意識改革に向けたわかりやすい広報・啓発<br>2 男女共同参画に関する調査研究及び情報収集・提供 |
| 2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進 | 3 学校等における男女共同参画の理解の促進<br>4 生涯学習における男女共同参画の推進と充実                |

## 基本目標 II あらゆる分野における女性の参画拡大

- |                                |   |
|--------------------------------|---|
| 3 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進       | 5 審議会等の委員への女性の参画促進<br>6 行政における男女共同参画の推進   |
| 4 働く場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和の実現 | 7 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進<br>8 女性のライフステージ <sup>*1</sup> に応じたキャリア形成 <sup>*2</sup> の支援<br>9 家庭や企業における仕事と生活の調和の推進 |
| 5 地域社会における男女共同参画の推進            | 10 男女協働による地域コミュニティ <sup>*3</sup> づくり<br>11 地域団体への活動支援   |
| 6 子育て・介護環境の整備・充実               | 12 子育て支援策の充実<br>13 介護支援策の充実   |

## 基本目標 III 安全・安心な暮らしの実現

- |                             |  |
|-----------------------------|--|
| 7 女性等に対するあらゆる暴力の根絶          | 14 ハラスメント <sup>*4</sup> 、DV <sup>*5</sup> 等防止対策の推進<br>15 相談支援体制の充実と情報発信の強化 |
| 8 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備 | 16 ひとり親、貧困などにより困難を抱える人の支援充実  |
| 9 生涯を通した健康支援                | 17 妊娠・出産等に関する保健医療支援<br>18 ライフステージ <sup>*1</sup> に応じた健康支援                   |
| 10 防災・復興分野における男女共同参画の推進     | 19 男女共同参画の視点に立った防災・復興対策  |

\*1 ライフステージ：妊娠、出産、更年期等の体の変化や、乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期等の人生における各段階(ステージ)のこと。

\*2 キャリア形成：人生の計画を立て、必要な技術を身につけたり、経験を積み重ねたりすること。

\*3 地域コミュニティ：地域をより良くするために活動する住民同士のつながりや集まりのこと。

自治会をはじめ、老人会や婦人会、子ども会、地域づくり団体など様々な団体を示す。

\*4 ハラスメント：人を困らせること。いやがらせ。

\*5 DV：英語のドメスティック・バイオレンスの略。配偶者または恋人など親密な関係にある人(または親密な関係にあった人)からの暴力のこと。

身体的な暴力ほか、精神的・経済的・性的な暴力なども含む。



# 第4次 雲仙市男女共同 参画計画

**UNZEN**  
【概要版】



令和5年3月



雲仙市

# 第4次雲仙市男女共同参画計画【概要版】 UNZEN



目指す姿

## 男女が互いを認め合い、尊重し、協力し合うまち 雲仙市

男女共同参画社会とは、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」です。雲仙市は、「男女が互いを認め合い、尊重し、協力し合うまち」を目指します。

### 計画策定の趣旨

本市では、平成11年に国が制定した「男女共同参画社会基本法」及び、平成14年に施行された「長崎県男女共同参画条例」の趣旨を踏まえ、平成18年10月に雲仙市男女共同参画懇話会を設置し、「男女が互いを認め合い、尊重し、協力し合うまち 雲仙市」を基本理念として、平成20年3月に「雲仙市男女共同参画計画」を策定し、その後2度の改訂を行い、男女共同参画に関する施策を講じてきました。また、本市では、性別に関係なく個性と能力が発揮できる地域社会の実現を目指し、令和3年12月に「雲仙市男女共同参画推進条例」を制定しました（令和3年12月27日施行）。この度、第3次雲仙市男女共同参画計画の期間が令和5（2023）年3月で終了することから、市民アンケート調査の結果を踏まえ、国や県の計画との整合を図りながら、雲仙市男女共同参画審議会において審議を重ね、引き続き男女共同参画社会の実現に向け、市民との協働による取組を進めるため、第4次雲仙市男女共同参画計画を策定しました。

### 計画の期間

令和5（2023）年4月から令和10（2028）年3月までの5年間とします。

### 計画の推進体制

男女共同参画の取組は、家庭、学校、職場、地域等、社会の様々な場面において主体的な活動や取組が広がっていくことが大切です。その実現のため、本計画の広範囲かつ多岐にわたる施策について、広く市民に周知するとともに、府内関係各課が連携して施策を推進します。

#### （1）府内推進体制

計画を主管する雲仙市男女共同参画センターは、施策の推進状況を把握し、関係各課への計画推進の働きかけを行うとともに、連絡会議等による関係各課の連携強化を図ります。また、府内の関係各課の代表者で構成される「雲仙市男女共同参画府内推進会議」を組織し、計画の推進に努めます。さらに、国や県、近隣市町の動向を見据えながら情報収集や情報交換を行い、相互の連携・協力を図ります。

#### （2）雲仙市男女共同参画審議会

本計画の進行状況を的確に把握し、男女共同参画社会に向けた取組を推進するため、学識経験者や市民の代表者等で構成される「雲仙市男女共同参画審議会」において意見集約を図りながら、計画の進捗管理を行っていきます。



### 基本目標

#### 基本目標Ⅰ

#### 男女が互いに認め合い、尊重し合う意識づくり

- 《目指す姿》
- 全ての人がお互いの権利を正しく理解し尊重し合うとともに、生涯にわたり協力していく、男女共同参画社会の形成を推進します。
  - 固定的性別役割分担意識<sup>※1</sup>に基づく社会の制度または慣行を見直し、一人ひとりの考え方や行動が尊重されるよう、意識啓発に取り組みます。
  - 一人ひとりが個性を活かし、可能性を伸ばす生き方を選択できるように、男女共同参画の視点に立った学校教育や生涯学習を推進します。

《主な成果指標》

社会全体において男女平等になっていると思う人の割合(市民アンケート調査結果)	基準値(基準年度)	目標値(R9)
14.6%(R4)	40%	

#### 基本目標Ⅱ

#### あらゆる分野における女性の参画拡大

- 《目指す姿》
- 全ての人が様々な分野で共に参画し、責任を分かち合いながら、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画の視点に立ったまちづくりを推進します。
  - 全ての人があらゆる分野において活躍できるように、家事・育児・介護等の家庭生活と仕事の調和(ワーク・ライフ・バランス<sup>※2</sup>)の実現について周知を図ります。
  - 女性が地域活動に参加する機会を増やし、地域の活性化を図ります。

《主な成果指標》

市の審議会等の委員への女性の登用率	基準値(基準年度)	目標値(R9)
21.3%(R4)	32%	
家庭生活において男女平等になっていると思う人の割合(市民アンケート調査結果)	基準値(基準年度)	目標値(R9)
28.4%(R4)	50%	

#### 基本目標Ⅲ

#### 安全・安心な暮らしの実現

- 《目指す姿》
- あらゆる暴力が重大な人権侵害であることを周知し、暴力防止の啓発に取り組みます。
  - 全ての人が、互いの性を理解・尊重し、健康な生活を営むことができるよう、支援体制の充実を図ります。
  - 防災会議等への女性の参画を促進し、男女共同参画の視点を取り入れた施策に取り組みます。
  - 生活に困難を抱える人の自立支援に向けた施策に取り組みます。

《主な成果指標》

配偶者等からの暴力を受けた際に相談しなかった人、または相談したくてもできなかった人の割合	基準値(基準年度)	目標値(R9)
19.3%(R4)	0%	

\*1 固定的性別役割分担意識：全ての人が個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男性は仕事、女性は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」などのように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

\*2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)：全ての人が、やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のこと。

